## ≪申請時の注意事項≫ 交付決定通知後に耐震改修工事施工者と契約してください。(先に契約すると補助が受けられません。) П 当該事業は、申請した年度末までに完了する必要があります。 (事業が1年を超えるやむを得ない理由がある場合はご相談下さい。<sup>※2</sup>) 住 宅 の 場 合:品確法に基づく建設住宅性能評価において、耐震等級3以上を取得する必要があります。 住宅以外の場合:地震時に建基法上必要とされる耐力の1.5倍以上の耐力を保有する必要があります。 ≪必要書類<sup>※1</sup>≫ ※1:耐震改修計画の申請時に既に添付された場合、提出不要です。 ▲ 申請者 □ 窓口 必要書類 Α 確認用 確認用 堺市住宅・建築物耐震改修申請書(様式工事第1号) (1) П 申請手続きを代理者に委任する場合、委任状はありますか? 建築物の登記事項証明書(全部)又は固定資産税評価証明書等、所有者等が分かる公的書類 2 П (登記事項証明書又は固定資産税評価証明書の場合)書類は原本ですか? 当該建築物の所有者、建築年月日等は確認できますか? П 耐震診断書(「耐震診断方法等適合通知」を受けた耐震診断書が堺市に存する場合又は④の書類に含まれ ている場合は不要) (3) П 堺市住宅・建築物耐震診断補助金交付要綱で定める診断方法に適合していますか? 「耐震改修計画適合確認済証」(写)、耐促法17条第3項による「耐震改修計画認定書」(写)又は建基法第 **4**) 6条による「確認済証」(写) 耐震改修工事費の見積書 この書類は原本ですか? **(5)** П П 耐震改修技術者又はその者が所属する建築士事務所等が発行したものですか? 見積書の内訳表等によって補助対象となる経費が分かりますか? 耐震改修技術者であることを証する書類 **6**) П 建築士事務所に所属する建築士法第2条第1項に規定する一級建築士又は二級建築士で、一般財団法人日本建築 防災協会主催講習会又は各都道府県知事指定講習の講習会を修了していることが確認できますか? 耐震改修技術者が建築士事務所等に所属していることが分かる書類 (7)П П 耐震改修工事の内容が分かる図書 (8) 市税の調査に対する同意書(区分所有建物の場合は不要) (9) П 申請者が自署しない場合又は法人の場合、押印されていますか? П 申請者の氏名と住所は申請書(様式工事第1号)と同じですか? <u>≪申請者が法人の場合は、以下の書類が必要です。<sup>※1</sup>≫</u> 窓口 R 必要書類 確認用 確認用 役員情報届出書 1 |履歴事項全部証明書と同じ内容が記載されていますか? 履歴事項全部証明書 2 П この書類は原本ですか? 窓口 必要書類 C 確認用 確認用 (1) 当該管理組合の組合規約 П П 2 耐震改修を行うことを決議した総会議事録(写)及び予算書(写) <u>≪条件によって、以下の書類が必要です。<sup>※1</sup>≫</u> <sub>5 │ 申請者 │</sub> 窓口 必要書類 D 確認用 確認用 П (1) 【所有者と居住者が異なる場合(区分所有建物を除く)】 **居住者の同意書** 【対象建物所有者が複数ある場合(区分所有建物を除く)】 **申請者以外の建築物所有者の同意書** (2) П П |建物所有者全員分の同意書がありますか? (3) 【申請時点で空家である場合】 **空家住宅である旨の申立書** П 【独立行政法人住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度を利用する場合】 **(4**) 融資の決定通知書(写) **(5**) 【耐震改修工事が複数年度にわたる場合】 近畿地方整備局長の全体設計承認書(写)※2 П

申請時必要書類チェックリスト(非木造 耐震改修工事)

注:補助金交付決定後、耐震改修工事から建替工事に変更する場合、変更届の提出が必要です。 必要書類、補助対象となる条件等についてはお問合せ下さい。